



Title	シンポジウム報告者に対するコメント(2)
Author(s)	佐久間, 亨
Citation	フロンティア農業経済研究, 15(2), 44-48
Issue Date	2010-12-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62637
Type	other
Note	2009年度秋季大会シンポジウム共通論題「農地制度改革と農業参入、農業生産法人」
File Information	KJ00008953272.pdf



[Instructions for use](#)

シンポジウム報告者に対するコメント

北海道農業会議 佐久間 亨

I はじめに

大会開催時においては、改正関係法と政省令（案）のみが提示されていたため、法の取扱に不明確な点があった。本コメントは大会時の小職の発言及び会場での議論に加え、その後明らかになった取扱を加えて記述することとする。

II 農地制度改革に伴う農業参入要件・農業生産法人要件の見直し

1. 農業参入の規制緩和

農地法第3条第3項の創設により、使用貸借・賃貸借に限定して農業生産法人以外の法人が農業経営に参入することが可能となった。同様に農作業に常時従事しない個人が農業経営に参入することも可能とされた。^(注1)

改正法では、使用貸借・賃貸借に限定して、同法第3条第3項で規定される解除条件付き契約及び地域農業者との役割分担並びに、許可権者への定時報告と許可取消の留保を満たす場合には、法人参入における農業生産法人に限定する要件を除外し、個人においては常時従事要件を除外することとなる。法人の場合は業務執行役員の農業常時従事要件が加えられている。

これを法人に限定して述べると、法人の形態や主たる事業等の要件は問わず、業務執行役員もその法人が行う農業に常時従事すれば良く、この従事には指揮・管理作業も含まれ、当該農地が存す

る市町村での在住も問われない。

もちろん当該法人の農地利用に不備がある場合には貸し主が解約を行うことが可能であり、それが行われない場合には許可権者である農業委員会等は法人への勧告を経て、許可の取消を行うことが出来る。しかし、法人が地域から撤退する場合の混乱防止策は法律上記載がなく、当事者で結ぶ契約に明記することとされている。^(注2)

2. 農業生産法人要件の見直し

農地法第2条第3項の改正により、農業生産法人に出資できる者（構成員）の要件が緩和された。^(注3)

主たる緩和点は、農業生産法人に基幹的な農作業を委託した者が法人に出資出来る制限をなくしたことである。農業生産法人に関する事業者の出資制限については、これまでも農業経営基盤強化法に基づく経営改善計画の認定を受けた農業生産法人の場合は、その計画を実現してゆくために必要な関係事業者の出資については5割未満までの割合で認められてきており、今回の法改正で関係企業の出資枠が拡大されたという評価は出来ない。

これにより、相続などによって農地の所有権を得た農業者ではない個人が、農業生産法人に当該農地に係る基幹的な作業を委託すると、その農業生産法人に制限なく出資出来ることとなった。いわば農地所有者である限りにおいて、農業者ではなくとも農業生産法人の支配が可能となったわけである。

Ⅲ 報告に関する感想的なコメント

1. 改正前農地法の規定により参入をすすめた事例の評価

本大会での報告はこれまでの農地法体系を基礎とした法人による農業参入を評価するものであり、改正前農地法による法人形態での経営は、主たる構成員が農業者でなければならないという規定から言って、一定の地域密着性がそこに現れていることは当然のことといえる。

しかし、2の②で述べたように、これまでの農地法においても農業生産法人に対する関係事業者の出資枠は最大5割未満まで認められており、資本出資の形態をとらない資金面での支配＝資金貸付などによる実質的な支配の形態は認められるものである。その意味で、本大会での報告は、政策の展開過程と構造の把握として、地域農業における参入主体及び受入地域の密着性に加えて、乖離性も明らかにしていくものと評価できる。

ここでの議論が農地法改正後における企業等の農業参入の方向を見極める基盤になるものと考えられるものである。

2. 3報告への感想

1) 井上報告に対して

報告では地域密着型法人を重要な一環として作り出されてきた地域農業の支援システム構築への「地域的能動的可能性」を明らかにされた。

この後、農地制度の改革がもたらした「参入自由度の高まり」により、その可能性はどのような方向へ展開していくのだろうか。参入主体と受入「者」との意向一致が参入を決定する可能性を現実のものとした改正農地法は、地域農業の支援システム構築への「地域的能動的可能性」にどのような影響を与えていくのであろうか。

2) 槇平報告に対して

報告では産業配置転換政策と企業による経営・生産改善対策の農業部面への展開としての企業参

入の道筋を明らかにされた。

農地制度改革によりこの道による企業参入への政策的支援は強化されたといえるが、地域経営的視点に立った地域農業・農業者との連携の道はどのようなになるのだろうか。いわゆる資本による地域農業の包摂の側面が強化されるのではないか。

3) 濱村報告に対して

報告では企業内における労働力費消の目的と地域の農業生産体系の一環を担うものとして、法人が主体的に農作業を行い地域に定着してゆく参入法人の姿を明らかにされた。

改正農地法では農業生産法人の形態をとらない限り企業内労働力による農作業実施の必要性はなく、作業委託により経営は可能となる。農業生産法人の形態をとらないでの参入において、どの程度の技術習得を法人はすすめるようになるのか、農業技術は地元経験者へ依存する方向は考えられないだろうか。

3. 参入される側・受入現場の視点

今時農地制度改正は、主として農地を利用する側の利便性を重視したものと言える。そのため、農業における法人参入についても、法的な制約は不適正な農地利用に対する対応や撤退時の後始末の徹底について定めているだけであり、どのように地域農業・農業者と連携・協働するかという視点では、地域と結ぶ協定に限定している。

改正農地法に基づく企業参入は、ヘリコプターによる管制なしの着陸や場合によっては短距離滑走路に大型貨物機が強制的に着陸するような事態を招くおそれがある。これを防いで行くには受入現場と参入希望法人の密接な連携を保った「適切な管制による誘導」が必要であり、これを双方が了承できる仕組みとして構築していくことが、地域農業支援システムの一環として企業参入を位置づけること、「地域的能動的可能性」の創出につながる可言えよう。(2010.11.05)

(注1) 農地法 第3条

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。（以下略）

- 一 （略）
- 二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合
- 三 （略）
- 四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五～七（略）

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権 が設定される場合において、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

- 一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- 二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 （略）

6 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 （略）

(注2) 農地法 第3条の2

農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合
- 二 その者が地域の農業における他の農業者との適

切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借権が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(注3) 農地法 第2条

1～2 (略)

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一 その法人の主たる事業が農業（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。）であること。

二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの）に限る。）。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつている個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（農林水産省令で定めるものに限

る。)

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人の行う農業に常時従事する者（前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行つている個人

ヘ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行つた同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等

の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 (略)